

3-5 民間事業者との調整

マスタープラン及び基本構想制度では、旅客施設、建築物等が特定事業の対象とされており、これらの施設のうち多数の高齢者、障害者等が利用する施設については、公共施設、民間施設の別を問わず、生活関連施設として設定することが求められています。

民間事業者により設置・管理される施設も多く含まれることから、民間事業者との円滑な調整が不可欠になります。



Point

- 生活関連施設として設定される施設の設置・管理者に対して、ワークショップやワーキンググループ（WG）の開催により、基本構想の趣旨や事業の必要性の理解を深めましょう

民間事業者との連携体制

マスタープラン及び基本構想制度では、多くの高齢者、障害者等が利用する施設については、公共・民間を問わず生活関連施設として設定することが求められています。特に基本構想制度においては、特定事業の実施も踏まえることが必要です。

生活関連施設として設定される旅客施設や建築物、路外駐車場等の多くは、民間事業者により設置・管理されているため、円滑に事業を進められるようにするためにも、民間事業者の理解を深め、連携体制を築くことが必要です。

部会・ワーキンググループ（協議会下部組織）の設置

一般的に移動等円滑化促進地区及び重点整備地区に関連する交通事業者の多くは民間事業者（鉄道事業者・バス事業者・タクシー事業者等）です。また、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の生活関連施設に、商業施設等の民間の施設が多数含まれる場合、関係する民間事業者数も多くなります。これらの者すべてに協議会への参加を求めることは、協議会の運営上困難な場合もあります。このような場合は、協議会の下部組織として民間事業者や地区住民による「部会（事業者部会・住民部会）」等を設置することも考えられます。

特に基本構想においては、部会には、特定事業の実施如何に関わらず、生活関連施設の設置・管理者すべてに参加を求め、継続的な協議を経た上で特定事業の実施について決定することが望ましいと考えられます。部会の代表者や主要メンバーには協議会への参加を求め、協議会との連携・調整を円滑に図ることも重要です。

■ 民間事業者と調整を図る上での留意点

現在の基本構想は、旧交通バリアフリー法時代（平成 18 年以前）とは異なり、交通事業者以外にも多くの民間事業者が設置・管理する施設が生活関連施設として含まれます。民間事業者に対しては、基本構想制度等の趣旨や事業の必要性、計画期間等を丁寧に説明し、基本構想への理解、事業への協力を得られるようにすることが重要です。

また、平成 30 年 5 月の法改正で創設された法第 9 条の 4 の規定に基づく公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画（ハード・ソフト計画）において、事業者がどのようにバリアフリー化を進めるかを記載するため、あらかじめ、このバリアフリー化の内容を把握することにより、円滑に事業の調整を図ることが可能になると考えられます。

民間事業者との調整を円滑に進めるための工夫

- ✓ 関係事業者・行政機関等で構成される部会を設置し、関係者とともに検討を実施
- ✓ 委員会やワークショップで、有識者や障害当事者からの意見を直接事業者に聞いてもらう
- ✓ 関係事業者にワークショップに参加してもらい、市民と事業者が協働して基本構想の作成にあたる
- ✓ 委員会以外にワーキンググループを設置し、関係事業者に参加してもらう
- ✓ 関係事業者と意見交換を繰り返し、理解を求める
- ✓ 基本構想の趣旨やバリアフリーの必要性について繰り返し協議し、理解を得る